

(別紙1)

社会福祉法人指導監査結果

1 指導監査実施法人 社会福祉法人もみの木福社会

2 指導監査実施年月日 令和5年11月14日(火)

3 文書指摘事項

区 分	指摘事項	前回監査時 文書指摘事 項
Ⅲ－3(2) 規程・体制	<p>前回指導監査(令和3年1月18日)において、口頭指摘としていた内容(予算承認に係る定款と経理規程の内容の不一致)が未だに改善されていない。</p> <p>社会福祉法において理事は、法令及び定款を遵守し、その職務を行わなければならないとされている。また、監事は理事の職務の執行を監査することと定められている。貴法人では、所轄庁による指導監査において口頭指摘があったにもかかわらず、長期間改善されておらず、監事監査においても改善すべき事項が示されていなかった。</p> <p>今後、理事は指摘事項の改善を速やかに行い、監事監査では直近の指導監査での指摘事項の有無を確認し、指摘事項がある場合には、その改善状況を確認し理事に対して改善を指導すること。</p> <p>根拠法令等 社会福祉法第45条の16、第45条の18第1項 指導監査ガイドライン I 法人運営 指摘基準</p>	